

土 壤 分 析 結 果 証 明 書

指定調査機関名

代 表 者

(印)

所 在 地

電 話 番 号

環境計量士

(印)

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(液体区分)

項 目	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測 定 方 法	
カドミウム	mg			0.01以下	日本工業規格K0102 55、昭和46. 環告第59号付表1	
全シアン	mg			不検出	日本工業規格K0102 33 (38.1.1の方法を除く)	
有機リン	mg			不検出	昭和49. 環告第64号付表1 日本工業規格K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの	
鉛	mg			0.01以下	日本工業規格K0102 54、昭和46. 環告第59号付表1	
六価クロム	mg			0.05以下	日本工業規格K0102 65.2、昭和46. 環告第59号付表1	
砒素	mg			0.01以下	日本工業規格K0102 61、昭和46. 環告第59号付表1	
総水銀	mg			0.0005以下	昭和49. 環告第59号付表3	
アルキル水銀	mg			不検出	昭和49. 環告第59号付表4、昭和49. 環告第64号付表4	
P C B	mg			不検出	昭和49. 環告第59号付表5	
ジクロロメタン	mg			0.02以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2	
四塩化炭素	mg			0.002以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,2-ジクロロエタン	mg			0.004以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg			0.02以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg			0.04以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg			1以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg			0.006以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン	mg			0.03以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン	mg			0.01以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,3-ジクロロプロパン	mg			0.002以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム	mg			0.006以下	昭和46. 環告第59号付表6	
シマジン	mg			0.003以下	昭和46. 環告第59号付表7 第7 第1、第2	
チオベンカルブ	mg			0.02以下	昭和46. 環告第59号付表7 第7 第1、第2	
ベンゼン	mg			0.01以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg			0.01以下	日本工業規格K0102 67.2、昭和46. 環告第59号付表2	
ふっ素	mg			0.8以下	日本工業規格K0102 34.1、昭和46. 環告第59号付表6	
ホウ素	mg			1以下	日本工業規格K0102 47.1、47.3、昭和46. 環告第59号付表7	
農用地	砒素	mg/kg		15以下	昭和50. 総令第31号第1条第3項及び第2条	含 有 試 験
田に限る	銅	mg/kg		125以下	昭和47. 総令第66号第1条第3項及び第2条	
液体の性状	形状			色	におい	
備 考						